

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を 改正する法律案の概要

平成27年4月
経済産業省

1. 法律案の趣旨

中小企業に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化・雇用の拡大を図るため、「株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）」と「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」の2法を改正する。

2. 法律案の主な概要

(1) 株式会社商工組合中央金庫法の一部改正

①政府保有株式の早期処分

- i. 政府は、市場の動向等を勘案しつつ、適切なタイミングで株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」。）の株式を処分できるよう、具体的な期限に代えてできる限り早期に処分する義務を定める。
- ii. 危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、危機対応業務の的確な実施のために必要な株式を保有することを規定する。

②危機対応を的確に実施するための措置

- i. 商工中金が危機対応業務を実施することを「責務」として規定するとともに、その実行性を確保するため危機対応準備金への出資期限の延長、商工中金への事業計画・業務報告書等の提出の義務付け等を措置する。
- ii. 政府が、適当な時期に、危機対応業務に関する検討を行い、所要の措置を講じることを規定する。

(2) 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」。）の事業資金の調達を支援するべく、中小企業信用保険の対象に一定のNPO法人を追加する。

3. 施行期日

公布の日

ただし、中小企業信用保険法の一部改正に係る規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日